

病床整備計画に関する報告について

<増床報告（医療型障害児入所施設等に係る特例病床分）>

(1) 一宮医療療育センター（整備前病床数：一般病床120床）

一般病床：8床増床

（整備後病床数：一般病床128床）

参考

○医療法施行規則（抜粋）

（昭和23年11月5日）

（厚生省令第50号）

（既存病床数及び申請病床数の補正）

第30条の33

病院の開設の許可、病院の病床数の増加若しくは病床の種別の変更の許可若しくは診療所の病床の設置の許可、診療所の病床数の増加若しくは病床の種別の変更の許可の申請がなされた場合又は法第七条の二第三項の規定による命令若しくは法第三十条の十二第一項において読み替えて準用する法第七条の二第三項の規定による要請（以下この項及び次項において「命令等」という。）をしようとする場合において、都道府県知事が当該申請又は命令等に係る病床の種別に応じ第三十条の三十に規定する区域における既存の病床の数及び当該申請に係る病床数を算定するに当たって行わなければならない補正の基準は、次のとおりとする。

一 国の開設する病院若しくは診療所であつて、宮内庁、法務省若しくは防衛省が所管するもの、独立行政法人労働者健康安全機構の開設する病院若しくは診療所であつて、労働者災害補償保険の保険関係の成立している事業に使用される労働者で業務上の災害を被つたもののみの診療を行うもの、特定の事務所若しくは事業所の従業員及びその家族の診療のみを行う病院若しくは診療所、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第四十二条第二号に規定する医療型障害児入所施設若しくは障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五条第六項に規定する療養介護を行う施設である病院又は独立行政法人自動車事故対策機構法（平成十四年法律第百八十三号）第十三条第三号に規定する施設である病院若しくは診療所の病床については、病床の種別ごとに既存の病床の数又は当該申請に係る病床数に次の式により算定した数（次の式により算定した数が、 0.05 以下であるときは 0 ）を乗じて得た数を既存の病床の数及び当該申請に係る病床数として算定すること。

当該病床の利用者のうち職員及びその家族以外の者、隊員及びその家族以外の者、業務上の災害を被つた労働者以外の者、従業員及びその家族以外の者又は入院患者以外の者の数／当該病床の利用者の数

二（略）

三（略）

四（略）

2 前項第一号の当該病床の利用者のうち職員及びその家族以外の者、隊員及びその家族以外の者、従業員及びその家族以外の者、業務上の災害を被つた労働者以外の者又は入院患者以外の者の数並びに当該病床の利用者の数並びに同項第二号の放射線治療病室の病床の数は、病院の開設の許可、病院の病床数の増加若しくは病床の種別の変更の許可若しくは診療所の病床の設置の許可、診療所の病床数の増加若しくは病床の種別の変更の許可の申請があつた日前又は命令等をしようとする日目の直近の九月三十日における数によるものとする。この場合において、当該許可の申請があつた日前又は当該命令等をしようとする日目の直近の九月三十日において業務が行われなかつたときは、当該病院又は診療所における実績、当該病院又は診療所と機能及び性格を同じくする病院又は診療所の実績等を考慮して都道府県知事が推定する数によるものとする。

3 当該申請に係る病床数についての第一項第一号の当該病床の利用者のうち職員及びその家族以外の者、従業員及びその家族以外の者又は入院患者以外の者の数並びに当該病床の利用者の数並びに同項第二号の放射線治療病室の病床の数は、前項の規定にかかわらず当該申請に係る病院の機能及び性格、当該病院に当該申請に係る病床の種別の既存の病床がある場合における当該既存の病床における実績、当該病院と機能及び性格を同じくする病院の実績等を考慮して都道府県知事が推定する数によるものとする。

愛知県病院開設等許可事務取扱要領（抜粋）

（目的）第1

（略）

（基本方針）

第2 本県の病院開設等の病床整備については、愛知県地域保健医療計画（以下「医療計画」という。）において定める基準病床数（療養病床及び一般病床については2次医療圏ごとに、精神病床、感染症病床及び結核病床については全県域で算定したもの。）及び別に定める時点の既存病床数に基づき整備することとする。

2 病院開設等に係る病床の種別に応じ、その病院又は診療所の所在地を含む2次医療圏又は本県の区域における既存の病床数が、医療計画において定める基準病床数に既に達している場合又は病院開設等の病床整備により基準病床数を超えることになる場合における病院開設等（以下「病床過剰医療圏等における病院開設等」という。）については、今後とも原則として認めない方針であり、計画中止を指導していくこととする。

ただし、次の場合は、例外的に病院開設等を認めるものとする。

①医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）第30条の33第1項第1号、第2号、第4号又は第5号の規定による補正を行うことにより、既存病床数及び申請病床数に算定しない病床であることを確認した場合。

ただし、医療法施行規則第30条の33第1項第1号に規定された医療型障害児入所施設及び療養介護を行う施設である病院の病床（以下「医療型障害児入所施設等」という。）については、医療型障害児入所施設等の指導基準（第5）の要件を満たすことを確認した場合。

②（略）

3 病院開設等の許可にあたっては、愛知県地域医療構想（以下「地域医療構想」という。）を踏まえた病床整備を図る観点等から、各構想区域の地域医療構想推進委員会（以下「推進委員会」という。）の意見を聴くこととする。

（病院開設等の取扱手順）第3

（略）

（審査基準）

第4 所管保健所は、次の基準を満たさないものに対しては、計画を自粛するよう指導する。

ただし、診療所の病床については、この基準のうち第2号及び第3号は適用しない。

① 工事を必要とする場合、原則として許可後1年以内に確実に着工できる見込みがあること。なお、特に、資金計画において無理がない計画であることを確認すること。

② 開設許可病床に対する病床利用率が原則として8.0%以上であること。ただし、特定病床計画にあっては、増床によらなければ目的の病床整備が図られないことを確認すること。

③ 医師、歯科医師及び看護師について医療法の標準数を満たしており、かつ、増床に対応して確実に充足する見込みがあること。

④ 計画者が既に病院等を開設している場合は、直近の医療監視員による立ち入り検査において指摘された不適合事項が改善されていること。

⑤ 地域医療構想の推進に反していないこと。

（医療型障害児入所施設等の指導基準）

第5 医療型障害児入所施設等の計画にあっては、第4に定める審査基準を満たすとともに、児童福祉施設の設備運営に関する基準（昭和23年12月29日厚生省令第63号）及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準（平成18年9月29日厚生労働省令第174号）を満たしている（見込みである）ことを確認する。

（特定病床の指導基準）第6～（その他）第9

（略）